

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名 内閣府地方創生推進事務局
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充及び延長	
要望内容（概要）	<p>○特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人指定の期限：平成30年3月31日 ・ 対象設備：機械・装置（2千万円以上） 開発研究用器具・備品（1千万円以上） 建物・付属設備・構築物（1億円以上） ・ 特別償却の割合：機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の40% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の20% ・ 税額控除の割合：機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の12% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の6% （当期法人税額の20%を限度とする） ・ 設備等取得の期間：法人指定の日から平成30年3月31日まで <p>○特例措置の内容</p> <p>総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11及び第68条の14の2において平成30年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成32年3月31日までとする。</p> <p>また、総合特別区域法施行規則第1条第3項第2号が「複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業」と定められているところを、「複合材料からなる航空機の機体又は宇宙機器の研究開発又は製造に関する事業」と変更し、特定国際戦略事業の対象を拡大する。</p>	
関係条文	総合特別区域法第26条、総合特別区域法施行規則第15条、租税特別措置法第42条の11・第68条の14の2、地方税法第23条第1項第4号・第72条の23第1項・第292条第1項第4号	
減収見込額	<p>[初年度] ▲4（▲49） [平年度] ▲4（▲64）</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な拠点を形成すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国際競争力を飛躍的に向上させるために、我が国の経済成長に寄与する拠点形成を行う。スピーディーな拠点形成のため、規制緩和や財政・金融支援に加え、法人税を対象とした税制支援による事業者への後押しが必要。</p> <p>また、他産業に比べ、初期投資が膨大で回収に時間を要するというハイリスクなビジネスモデルを有する航空宇宙産業の特性を踏まえた手厚い支援の実現のため、宇宙機器を本税制措置の適用対象に加える。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 4 地方創生の推進 施策 ⑨ 総合特区の推進
	政策の達成目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成30年4月1日～平成32年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 また、我が国の宇宙開発利用を支える産業基盤を持続的に維持・発展させ、国際競争力を強化していくため、国内外への需要に応えるとともに新たな市場を創造していく後押しをすることが肝要である。 参考：宇宙基本計画（平成28年4月1日閣議決定） 「宇宙分野における科学技術の意義・重要性は、将来に渡って損なわれることはなく、我が国として、今後ともこの分野に積極的に取り組んでいく必要がある。」
政策目標の達成状況	国際戦略総合特区に指定された7特区においては、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積が促進され、企業収益力・国際競争力の強化に向けた環境が整備されつつあり、大きな成果が得られている。	
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用見込事業者数) 平成30年度：35法人 平成31年度：27法人 ※上記と別に、宇宙機器関連事業者を年間4法人見込んでいる (適用事業者の範囲) 総合特別区域法に基づき、認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行う指定法人
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点形成することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地域活性化総合特区税制 ・出資に係る所得控除：社会的課題解決に資する事業を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除
	予算上の措置等の要求内容及び金額	総合特区推進調整費 平成29年度予算額 1,500百万円 平成30年度要求額 1,500百万円 総合特区支援利子補給金 平成29年度予算額 651百万円 平成30年度要求額 653百万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略総合特別区域計画」に記載された事業に対し、上記の財政支援及び要望税制措置等を一体として支援。
	要望の措置の妥当性	我が国経済の成長エンジンとなるような産業・企業の集積等は、特定国際戦略事業を行おうとする動機を促された当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。 なお、本税制措置の対象は国際戦略総合特別区域計画に定められた一定の事業の用に供する設備等に限定されており、必要最小減の措置である。
ページ	5 — 2	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 24 年度 認定計画に定められた事業数：41 事業 適用法人数：27 法人 減収額（実績）：29.4 億円</p> <p>平成 25 年度 認定計画に定められた事業数：38 事業 適用法人数：47 法人 減収額（実績）：37.4 億円</p> <p>平成 26 年度 認定計画に定められた事業数：40 事業 適用法人数：61 法人 減収額（推計）：97.4 億円</p> <p>平成 27 年度 認定計画に定められた事業数：44 事業 適用法人数：42 法人 減収額（実績）：75.1 億円</p> <p>平成 28 年度 認定計画に定められた事業数：45 事業 適用法人数：44 法人 減収額（推計）：38.7 億円</p> <p>※事業数及び法人数は延べ数。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却（単体法人）</p> <p>平成 23 年度：11,344 千円 平成 24 年度：32,270 千円 平成 25 年度：71,507 千円 平成 26 年度：35,403 千円 平成 27 年度：172,735 千円</p> <p>（連結法人）</p> <p>平成 23～26 年度：0 千円 平成 27 年度：367 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>認定国際戦略総合特区計画に定められた事業数及び租税特別措置の適用法人数は顕著に増加しており、本税制措置は、民間投資の活性化につながり、産業の国際競争力の強化に寄与している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>参考：日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日） 「従来の特区制度やこれと相互に連携している環境未来都市などの施策については、今後とも継続して着実に進めていく。」</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>認定国際戦略総合特区計画に定められた事業数及び租税特別措置の適用法人数は顕著に増加しており、本税制措置は、民間投資の活性化につながり、産業の国際競争力の強化に寄与している。</p> <p>政策目標の更なる推進のためには、本税制措置を延長し、民間投資の活性化を一層広く誘導していくことが必要である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度：創設 平成 25 年度：拡充 （適用対象に「開発研究用器具・備品」を追加） 平成 26 年度：延長（2 年間） 平成 28 年度：見直しの上、延長 （特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃止した上で、2 年延長）</p>